

令和7年度 第3回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会会議録

日 時 令和7年10月15日(水) 午後1時30分～午後3時25分  
場 所 四街道市企業庁舎 2階会議室  
出席委員 太田委員 三室委員 加藤委員 川上委員 笹原委員 下里委員  
大谷委員 田汲委員 玉置委員  
欠席委員 北村委員  
事務局出席者 森田上下水道部長 栗飯原上下水道部副参事 伊藤経營業務課長  
君塚下水道課長 梅澤下水道課管理係長 秋葉下水道課建設係長  
鶴崎経營業務課事業管理係長 菅谷経營業務課財務経営係長  
穴倉経營業務課主査補  
傍 聴 人 5名

～会議次第～

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
  - ①県内の下水道事業体との比較について
  - ②下水道事業に対する一般会計繰入金について
  - ②下水道使用料の改定案について
4. その他
5. 閉会

○会議の概要

- ・太田会長より開会の挨拶
- ・会議の公開、会議録の発言者明記の承認
- ・傍聴人の入室(5名)

○議題

太田会長：議題①県内の下水道事業体との比較について、事務局より説明をお願いします。  
《事務局より、「県内の下水道事業体との比較について」の内容説明》

玉置委員：資料①の2ページ。県内下水道使用料の一覧のうち、浦安市が1,848円と非常に安い理由は。

事務局：資料①別紙の料金関連の比較表のうち、浦安市の使用料単価の効率性の数値が1.28であり県内でも効率面での条件が良いことから、比較的大口の使用者が多いことが要因の一つと言えます。また、繰入金関連の比較表のうち、資本勘定、基準外繰入金の数値が0.6となりまして、こちらも下水道使用料が安くなっている要因の一つと考えられます。

大谷委員：資料①別紙について、要望した内容がかなり見える化されたが、四街道市の下水道事業の特徴は特に料金関連の効率性が1.02ということで、県内でもかなり低く、本当に四街道市の利用者は一般家庭が大半だというのが理解できる。また、汚水処理原価も比べてみると随分違うし、管渠の老朽化率についても、四街道市が3.4%と意外と良い数字が出ているが、0%のところはわからなかったということか。

事務局：下水道の供用開始時期によっては、管渠が老朽化の基準の50年を経過してしない事業体もあるという状況です。

大谷委員：資本的収入の状況として、建設改良費に対する企業債の割合は5割程度、補助金の割合は2割程度で概ね平均的との記載は、この表の中からどのように読めば良いか。

事務局：資本的支出の建設改良費の金額に対する財源が資本的収入となりまして、四街道市でいうと2.1の建設改良費に対して1.1の企業債が入っているということで5割程度、そのような見方になります。

大谷委員：繰入金関連について、多くの団体が基準外繰入しているという実態に対して、四街道は原則として受益者負担、独立採算で令和5年度も値上げをした。他市がこれだけ基準外で繰り入れているのは、下水道使用料を抑えるためにやっているという理解で良いか。

事務局：委員のお考えのとおりであると理解しています。

田汲委員：資料1の別紙で、栄町は単独処理場を保有しているのか。

事務局：一番上に丸がついている団体は単独処理場を保有しているという形になります。

田汲委員：栄町の水道は印旛広域だったと思うが、下水道は単独なのか。

事務局：栄町は、水道は印旛広域水道に参画していますが、下水道は単独処理しています。

川上委員：非常にわかりやすく資料をまとめていただいたが、県内の比較だけではなくて、類似団体も含めて検討した方が、県だけではなく全国的な比較が出来るのではないか。全国的に見ても四街道市は問題がない、千葉県においても問題がないという形で整理していただけたらとより分かりやすいのではないかと考える。

事務局：項目数が多くて細かいため、全国や類似は入れておりませんでした。次回の資料として、追加した形でご提供できればと思います。

太田会長：団体数、項目数も非常に多くなっているの、四街道市と類似団体ということだけでも見え方としては良いのではと考えます。

大谷委員：類似団体で言うと、いつも比較されるのは白井市なので、人口規模や財政規模が近いということで、白井市は比較対象の中に入れて欲しい。

事務局：ご要望いただいた内容を含んだ形での資料作成を検討します。

田汲委員：千葉市の繰入金が多いが、使用料を安くするために補助を出しているといったことがあるのか。

事務局：千葉市について一般的に言えることとしては、千葉市は面積が広く必ずしも都市部ではないということ、また、流域下水道に接続していますが単独処理場も保有しているので、どうしても経営効率はあまり良くないといった中で、基準外繰入が合計で約30億円という形になっているということが考えられるのかなと思います。

太田会長：それでは次に、議題②「下水道事業に対する一般会計繰入金について」の説明をお願いします。

《事務局より、「下水道事業に対する一般会計繰入金について」の内容説明》

大谷委員：四街道市は2017年から下水道事業が公営企業法の全部適用になり、その際にも受益者負担による独立採算というお話があったが、基準外繰り入れについては資料に載っている令和4年度だけだったのか、2017年から継続して必要だったのか。

事務局：2017年度、平成29年度時点から継続して基準外繰入が入っていました。2023年度、令和5年度に使用料改定を実施したことで0になった状況です。

大谷委員：独立採算で経営しているというお話が良く出てくるが、資料で令和4年度の基準外繰入は1億円となっていて、こういった金額を毎年繰入していたのか。

事務局：金額については近年、経営がより厳しくなってきましたので、使用料改定前の最後である令和4年度の1億円台が基本的に最大で、少ない年は3千万程度の年もありました。

大谷委員：4ページ目の分流式の下水道等に要する経費については、国が基準内として認めている繰り入れで、原価が150円を超えた場合は基準内繰入の対象となるということのようだが、一般会計側と協議をして、採用しないことになったとある。ただ、四街道市のような一般の利用者が大半を占めるような自治体にとっては、繰り入れに対する交付税措置も一応あるとのことだし、分流式下水道の繰入金に関しては前向きにもう一度ご検討していただきたい。

事務局：協議の結果、採用しないこととなった点については、資料の5ページに3点ほど課題を挙げております。そういったことを踏まえた市の統一的な方針として、今回は分流式の繰入金は入れない方向で使用料改定を実施することを決めさせていただいたところでございます。

大谷委員：資料を見ても、分流式の繰入金を入れているところはたくさんあって、市民の負担を減らす努力をしているのかなという見方をしてしまうので、これはぜひご検討して欲しい。なお、今回の協議についてはいつ実施したのか。

事務局：協議は9月頃に実施いたしました。その中で、やはり下水道使用料の不足する部分に市から繰入金を入れるとなると市の財源が厳しくなる部分があり、下水道についてはやはり受益者負担が原則ですので、まずはそちらで賄うという方針でございます。

太田会長：委員より要望が出された状況ですが、この審議会の中でどのような意見取りまとめをするかは、この審議の中で扱いを確認させていただければと思います。分流式下水道に関する基準内繰入について、他の委員の方々はいかがですか。

田汲委員：令和4年には基準外を1億ほど入れていたとのことだが、その際に分流式の繰入を入れていないのに、なぜ話がでてきたのか。

事務局：今までは、条件に満たなかったため繰入の対象となっておりませんでした。今回は条件を満たすため、分流式に要する経費に対する繰り入れを検討することになりました。

田汲委員：分流式については、他に四街道と似たような団体があるか、どのような制度なのか、県内に限らず調べてもらった方が良いのではないかと。

太田会長：県外の動向について、細かいものではなく把握できていることだけで良いので、少し説明をしていただけますか。

事務局：詳しい資料の準備がないところですが、まず言えるのは千葉県流域下水道に接続している団体はかなり経営環境が良い状況です。今回、本市が値上げをしたとしても、もっと使用料が高い団体はあります。そういう非常に苦しいところがやはり分流式ですとか、基準外繰入を採用して使用料を抑制しているような部分がございます。

あとは、繰入金についても色々と種類がありまして、例えば水道だと耐震化事業を推進するための繰入金が近年制度化されましたが、分流式は耐震化のような前向きな制度ではなくて、今現在不足する下水道使用料を税収から補填するという形になります。厳しい財政状況も踏まえた中では、水道の耐震化のようなものであればともかく、分流式については現在の状況では採用しないという形になったところです。

太田会長：市としての財政運営の基本方針のようなところが、下水道の経営を考える上でも関係してくるところですね。他にご意見やご質問はありませんか。

大谷委員：5ページの説明文の中で、その下水道にかかる費用に対して下水道の利用者以外が納めた市税収入を財源とする構造であることと記載があるが、これはどの程度の割合なのか。

事務局：1万人以上の市民が下水道を使用していない状況です。

笹原委員：純利益に関することで、令和5年度以降は基準外繰り入れが入っていない状況だと思うが、現在の経営状況と、今後の見込みについて聞かせて欲しい。

事務局：純利益の見込みについては、資料③に掲載しているところですが、令和7年度には6,800万円の赤字を見込んでおり、使用料を改定しなければどんどん赤字幅が膨れ上がっていく状況にあります。

太田会長：使用料改定を見込む場合は、そこで純利益を確保して、財源として活用できるようにしていく考えですね。

ここで一旦、特段の引き続いてのご質問やご意見がなければ次にいきたいと思います。ただし、これはご承認いただいたということではなくて、次の議題を踏まえた上で、改めてご意見等があればいただければと思います。

それでは次に、議題③「下水道使用料の改定案について」の説明をお願いします。

《事務局より、「下水道使用料の改定案について」の内容説明》

太田会長：ありがとうございます。今、具体的な改定案についてご説明がありましたが、7ページ以降は具体的な料金体系の話になりますので、6ページの使用料対象経費の考え方までについて審議を進めていただきたいと思います。

大谷委員：資料3ページで経営戦略の数字が出ているが、令和9年、令和13年の後はまた見直しを予定しているという理解で良いか。

事務局：令和6年度末に作成した経営戦略が期間10年ということで、令和16年度までの計画策定期間となっております。定期的に経営戦略は見直すこととしております。

太田会長：5ページの資金残高目標の7億円は、下水道使用料収入の何ヶ月分でしょうか。

事務局：概ね税込金額の6ヶ月分となります。

田汲委員：2ページ目にある流域下水道維持管理負担金、年々少しずつ減ってるのはどういう理由か。

事務局：こちらの流域下水道維持管理費負担金については、流域下水に流した量に応じて費用が発生しますので、四街道市としての水需要が落ちるのに比例して金額も減少します。

三室副会長：使用料対象経費の算出で損益収支と資金収支、二つの考え方があるが、前回改定した時も資金収支方式だったのか。また、他の市町村の状況もわかれば教えて欲しい。

事務局：本市は、前回の改定も資金収支方式を採用しています。他の状況については、それぞれの考え方がございまして、損益収支方式でやられてるところもありますが、実質的には資金収支の方が多いのではないかと認識しています。

太田会長：純粹に損益収支という場合には、6 ページの表の左側の一番下の留意点にあります。水道の例では対象資産の 3% 基準を算定しているところは損益収支と言えます。しかし、試算に基づいたものだと思いますが、実際に算定すると 62% の改定率となり現実的ではないというところで、資産維持費の参入は見送られたという状況だと理解しています。

田汲委員：収支方式の採用は理解したが、四街道の管路が古くなる中で、更新のために必要な財源を確保しようというのは含まれているのか。

事務局：今現在、下水道のストックマネジメントや耐震化計画に基づいて老朽化した資産の更新計画がありますので、そちらの財源は資金収支にも入っております。

大谷委員：佐倉市が総括原価方式（損益収支）だというような話を聞いたが、それについて教えて欲しい。

事務局：他市のことなので詳細までは把握しておりませんが、佐倉市の下水道の改定は平成 29 年のことで、20 m<sup>3</sup>あたり 2,472 円という使用料はその時点では結構高い部類であったと認識しています。あとは、別紙資料にある佐倉市の使用料の効率を見ていただくと、本市に比べれば高い数値であり、平成 29 年の時点で、ある程度前倒しで改定したからこそ今も上げないで済んでいるというような佐倉市の状況なのかなと考えております。

太田会長：それでは続いて、料金体系の 7 ページ以降についてはいかがでしょうか。

川上委員：下水道協会の人間として使用料の構造的なところで言うと、施設に関する経費が 8 割や 9 割となる構造は下水道と水道は同様に、本来は基本使用料でそれくらいの割合の金額が回収するべきだが、非常に基本部分の負担が大きくなるので従量使用料にも配分している状況。今後も持続可能な経営をするためには、基本使用料の割合を上げていくというのは非常に大事なことで、方向性的にはそうなっていくのではないかと。

また、9, 10 ページのところ、1 から 10 m<sup>3</sup> の暫定単価の段階的廃止というところで、ここの改定率が大きく見えているが、今後の段階的廃止の見込みがあれば教えて欲しい。

事務局：あくまでも暫定的な単価ですので、本来は今回で見直すべきであったと考えております。次回の令和 13 年の改定では、このような暫定的な単価の設定というものは完全に廃止するという方向で考えているところです。

田汲委員：例えば水量が0で基本使用料のみの人や、10までの人はどのような人が想定されるか。

事務局：基本使用料のみという方は、そこにはお住まいになっておらず別の住居にお住まいになっている方。10 m<sup>3</sup>といった方は、家に帰ったら風呂に入るだけで炊事等もしない、そういったような方は2ヶ月で10 m<sup>3</sup>以下となる場合もございます。

大谷委員：11ページからで、一番たくさん利用している使用者の改定率ほどの程度のパーセントになるか。

事務局：平均はおおむね1ヶ月あたり20 m<sup>3</sup>程度ですので、赤く囲って記載している26.5%となります。

太田会長：では改めて全体として、この資料③使用料の改定案についてのご確認をさせていただきたいと思います。何か言い残したことがあればお願いいたします。

大谷委員：今回の表を作ってもらったことで四街道市の状況が非常によくわかった。管渠の老朽化率について他市と比べてそれほど古くはないところもあるにもかかわらず、住宅都市の特性で大口使用者が少なく、四街道市の下水事業が受益者負担の独立採算でやるには市として体力がないのかなという個人的な感想がある。もちろん独立採算が望ましいのはわかるが、今後も値上げが続いていく状況が見えてるなとも感じている。そう考えると、やはり私は基準内繰り入れを採用してもらって少しでも市民負担を減らしていただきたいと思う。

太田会長：再三ご指摘をいただけてます、一般会計繰入金に関わる部分。これは使用料対象経費に直結しますので、これについて再検討というご趣旨での発言ですが、これについていかがでしょうか。委員各位からご意見をいただいて、どのように扱うか確認させていただきたいと思います。

この部分は使用料改定の具体的な骨格でもあり、審議の場でご承認いただく内容になりますので、先送りすることは難しい内容で。あるいは、基準内繰入金については継続的に審議したいというご意見が多数であれば、確認事項の一つとして続けていくということになります。

田汲委員：繰入金については、例えば事業として重要部分への資金なら投入するような考えがあるのではないかと。耐震化や、災害時の拠点になる市庁舎の周辺とか、優先的にやらなければならないところ。それならば、受益者負担と違って市の政策的な考えとしてやるのは良いと思う。そういった審議会の附帯意見をつけていくというのはどうか。

太田会長：ありがとうございます。今の委員のご提案ですと、審議会として改定案は認めるが、附帯意見を付けると言う形ではどうかというご意見ですがいかがですか。

大谷委員は今の田汲委員のご意見についてはいかがですか。

大谷委員：是非、附帯意見でご検討いただきたいと思います。

太田会長：では、具体的に答申書をまとめる際に、附帯意見として入れることとします。

それでは、議題③「下水道使用料の改定案について」は、ここまでとさせていただきます、本日予定している議題はこれにて終了とさせていただきます。

次の議題は会議次第4. その他になりますが、委員の皆様より全体を通してでも構いませんので、何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。